

平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書について
(総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

I. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果 (全体概要)

【総務大臣分】

区 分	団体数	割合
調 査 団 体 数	907 (前回 822)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	869 (前回 793)	95.8% (前回 96.5%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	11 (前回 11)	1.2% (前回 1.3%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	26 (前回 15)	2.9% (前回 1.8%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	1 (前回 3)	0.1% (前回 0.4%)

【都道府県選管分】(Q1関係)

区 分	団体数	割合
調 査 団 体 数	2,793 (前回 2,617)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	2,725 (前回 2,527)	97.6% (前回 96.5%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	11 (前回 23)	0.4% (前回 0.9%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	57 (前回 65)	2.0% (前回 2.5%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	0 (前回 2)	0.0% (前回 0.1%)

【参考：総務大臣分+都道府県選管分】

区 分	団体数	割合
調 査 団 体 数	3,700 (前回 3,439)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	3,594 (前回 3,320)	97.1% (前回 96.5%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	22 (前回 34)	0.6% (前回 1.0%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	83 (前回 80)	2.2% (前回 2.3%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	1 (前回 5)	0.0% (前回 0.2%)

Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（総務大臣分）

1. 全体概要

区 分	団体数	<参考>H24
平成25年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった国会議員関係政治団体	907	822
記載例(1)の内容で提出されたもの (うち収支報告書に支出が計上されていないもの)	799 (11)	751 (34)
記載例(4)の内容で提出されたもの	70	42
記載例(2)の内容で提出されたもの	11	11
記載例(3)の内容で提出されたもの	26	15
記載例(2)及び(3)の内容の複合形で提出されたもの	1	3

(参考) 前回の政治資金監査報告書において指摘事項のあった団体の状況

平成24年分	団体数		平成25年分	団体数
記載例(2)	9	}	記載例(1)	1
			記載例(4)	1
記載例(2)	}	}	記載例(2)	7
			記載例(3)	0
			記載例(2)&(3)	0
			(1)、〔1〕	
平成24年分	団体数	}	平成25年分	団体数
			記載例(1)	6
記載例(3)	12	}	記載例(4)	0
			記載例(2)	0
記載例(3)	}	}	記載例(3)	6
			記載例(2)&(3)	0
			〔2〕、〔1〕	
平成24年分	団体数	}	平成25年分	団体数
			記載例(1)	0
記載例(2)&(3)	3	}	記載例(4)	0
			記載例(2)	0
記載例(2)&(3)	}	}	記載例(3)	2
			記載例(2)&(3)	1

※ () 書きの数値は解散団体数

〔 〕 書きの数値は年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった団体数

【 】 書きの数値は年の途中で都道府県選管届出団体となった団体数

2. 個別事項別件数

(1) 会計帳簿に記載不備があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H24
① 支出を受けた者の氏名	4	1
② 支出を受けた者の住所	8	11
③ 支出の目的	3	2
④ 支出の金額	0	0
⑤ 支出の年月日	2	1
計	17	15

※ 複数の指摘事項がある団体があるため、上記の指摘件数の計と指摘団体数とは一致しない。

(2) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H24
① 領収書等亡失等	22	16
② 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費	3	3
③ 当該団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載	0	1
計	25	20

3. 政治資金監査の実施場所

区 分	団体数	<参考>H24
① 主たる事務所で実施したもの	722	639
② 主たる事務所以外の場所で実施したもの	185	183
	(20.4%)	(22.3%)

Ⅲ. 政治資金監査報告書の記載不備等の状況（総務大臣分）

【注】下記2, 3に掲げる「件数」は誤差があり得るほか、前回調査と今回調査とでは、調査母数に差があること、分析の精度にも差異が生じている可能性が否めないことに留意が必要。

1. 共通部分（形式審査時の指摘例等）

①あて名、氏名等

- ・政治資金監査報告書の日付に記載されている年が適切な年でない
- ・国会議員関係政治団体の正式名称以外の名称を記載
- ・国会議員関係政治団体の代表者以外の氏名を記載
- ・自署かつ押印されていない
- ・省令で規定している3項目（「監査の概要」、「監査の結果」、「業務制限」）で構成されていない
- ・「監査の結果」が（1）～（4）の4項目で構成されていない

②「1 監査の概要（1）～（3）」

- ・収支報告書提出の根拠規定の記載誤り
- ・旧記載例（平成×年×月×日から平成×年×月×日）を使用していることによる監査対象期間の記載誤り
- ・主たる事務所以外で実施した場合の理由の不記載
- ・主たる事務所以外で実施した場合の住所の不記載

2. 「1 監査の概要（4）」（主たる事務所以外の場所で実施 185団体 H²⁴ 183団体）

① マニュアルで例示している理由以外の理由が記載されていたもの

64団体 <参考>H²⁴ 85団体

区 分	件数	<参考>H ²⁴
・解散（事務所閉鎖したため）	18件	9件
・効率的な実施のため	18件	34件
・監査に時間を要するため	5件	5件
・遠隔地であるため又は監査人の事務所が近いため	6件	7件
・会計帳簿等の関係書類を他の事務所等に保管しているため	7件	14件
・書類が少ないため	3件	5件
・理由の記載がないもの	0件	6件
・監査人自身の怪我等のため	1件	1件
・その他	6件	4件

※ 複数の理由を記載している団体があるため、件数の合計と該当団体数は一致しない。

② 具体の場所及び住所が記載されていないもの 31団体 <参考>H24 89団体

区 分	件数	<参考>H24
・「監査人の事務所」、「議員会館」、「会計責任者の事務所」との記載又は他の政治団体名の記載にとどまり、住所の記載がないもの	16団体	75団体
・住所のみ記載しているもの	15団体	14団体
・場所も住所も記載していないもの	0団体	0団体

3. 「2 監査の結果」

(1) 第1号監査事項（保存対象書類の確認） <参考>H24

①保存されていた書類が列記されていないもの	9件	7件
うち「会計帳簿等の関係書類」と記載されているもの	9件	7件
②保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの （支出がゼロにもかかわらず、「領収書等」などが列記されているものや、支出があるにもかかわらず「領収書等」などの関係書類の記載がないもの 等）	19件	34件
③「振込明細書に係る支出目的書」や「徴難明細書等」の用語の使い方が不正確なもの	53件	47件
④その他記載例以外の記述		
・「少額領収書等の宛名についての助言」や「収入の事実が無いこと」など記載例にそぐわない記載	44件	32件

(2) 第2号監査事項（会計帳簿の必要記載事項の確認） <参考>H24

①記載例(2)の「〇〇」部分について特異な記述があるもの		
・「住所の全てに記載不備・・・が見られたものの」	1件	1件
・「通信費等の宛先の記載不備が一部に見られたものの」	0件	1件
・記載不備の内容が記載されていない	1件	1件
・徴難明細書等により確認した旨の記載	0件	1件
②その他記載例以外の記述		
・会計帳簿を「会計帳簿等の関係書類」と記載	2件	1件
・「記載されているか不明」と記載	1件	1件
・支出のない旨の記載	2件	2件

(3) 第3号監査事項（収支報告書の必要記載事項の確認） <参考>H24

①保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないもの、「振込明細書に係る支出目的書」や「徴難明細書等」などの用語の使い方が不正確なもの	105件	86件
②列記された書類が(1)に記載された保存書類と異なるもの	28件	41件

③その他記載例以外の記述		
・領収書等の必要記載事項に関する指導内容を(5)として記載するなど	1件	3件
・「領収書の支出の目的の記載不備が一部に見られた」旨の記載	1件	1件
・「表示されていたかについては不明」との記載	1件	1件
・「収入・支出の事実がないため該当しない」との記載	2件	1件
・「通帳」を確認書類に加えて記載しているもの	1件	0件
・「会計帳簿の状況が表示されていた」との記載	1件	0件
・解散団体に係る収支報告書提出の根拠規定の記載誤り	1件	0件

(4) 第4号監査事項（徴難明細書等の必要記載事項の確認）

〈参考〉H④

①(4)の記載がないもの	6件	15件
②(1)及び(3)の記載との関係で整合的でなかったり、「振込明細書に係る支出目的書」や「徴難明細書等」の用語の使い方が不正確なもの (徴難明細書等が会計帳簿に基づき記載されていたとしながら(1)や(3)には徴難明細書等の記載がないもの、支出がゼロにもかかわらず「徴難明細書等」が会計帳簿に基づき記載されていたとするもの 等)	116件	55件
③その他記載例以外の記述		
・書類名の誤り	17件	3件
・「記載されていたかについては不明」との記載	1件	1件
・「収入・支出の事実がないため該当なかった」との記載	1件	0件

(5) その他（「(5)」など任意の追記）

〈参考〉H④

①高額領収書のヒアリングによる宛先の確認状況及び助言内容を記載	0件	1件
②支出目的及び支出年月日が記載されていない領収書についての指導内容を記載	1件	2件
③不備のある領収書を徴難明細書として処理	1件	1件
④今後収支の明細が判明し次第、本件報告書の訂正内容について監査を受けることを確認した旨の記載	1件	1件

4. 「3 業務制限」

・使用人等が業務制限に該当しない旨を明記せずに、「○○○（国会議員関係政治団体名）と私達との間には」などと記載しているもの

IV. 提出書類全般に係る不備等の状況（総務大臣分）

1. 収支報告書（支出部分）

- ・ 支出の金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）
- ・ 支出項目の誤り
- ・ 様式（その14）～その16のいずれか又はすべての添付漏れ
- ・ 支出年の記載誤り

2. 収支報告書以外の提出書類

- ・ 領収書等の写しなど収支報告書と併せて提出する書類の添付漏れ
- ・ 提出書類の必要記載事項の記載漏れ
- ・ 領収書等の写しの編纂がずさんで、各支出との対応関係が分かりにくい
- ・ 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要のない書面の提出

V. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（都道府県選管分）

[注] 以下の質問項目によっては、感想にとどまっている回答が含まれることに留意。

1. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q 2. 政治資金監査報告書の基本的な記載内容（あて名、年月日等）について不備等を指摘する事項はありましたか？

	(単位：選管数)	<参考>H24
●なかった	23	28
●あった	24	19
政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でなかった	6	—
国会議員関係政治団体の名称が収支報告書（その1）の記載と一致していなかった	8	9
代表者の氏名が収支報告書（その1）の記載と一致していなかった	6	4
登録政治資金監査人の署名が自署でない又は押印されていない	9	5
「監査の結果」が（1）～（4）の4項目で構成されていない	6	0
その他	8	10
(主なもの) ・省令で規定している3項目（「監査の概要」、「監査の結果」、「業務制限」）で構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない ・「監査の概要」が（1）～（4）の4項目で構成されていない		

Q 3. 政治資金監査報告書の「1. 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

	(単位：選管数)	<参考>H24
●なかった	24	26
●あった	23	21
収支報告書提出の根拠規定（法第12条第1項又は法第17条第1項）が正しく記載されていない	19	13
監査の概要の（1）及び（3）に記載する書類が正しく記載されていない	8	9
その他	4	8
(主なもの) ・監査の対象期間を「平成25年1月1日から12月31日まで」と記載 ・期間、根拠法令、マニュアルに基づき政治資金監査を行った旨しか記載されていない		

Q 4. 政治資金監査は、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった場合、主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要（4）」に記載しなければなりません。

国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった政治資金監査のうち、その理由について、記載例の（注）で示された理由と異なる理由が記載されていた（若しくは理由が記載されていなかった）ものはありましたか？また、住所が併記されていないものはありましたか？

（単位：選管数）

〈参〉H④

●すべての政治資金監査が主たる事務所で行われていた	8	5
●主たる事務所で行われなかった政治資金監査があった	39	42

※主たる事務所で行われなかった政治資金監査があったとする団体について

（単位：選管数）

〈参〉H④

理由はすべて記載例に従って記載されていた	27	—
理由が記載例と異なる記載となっていたものがあった （主なもの） ・当該政治団体の解散により主たる事務所がなくなったため ・会計帳簿等の関係書類が少ないため ・政治資金監査を効率的に行うため	7	—
理由が記載されていないものがあった	9	—
主たる事務所以外での実施場所はすべて記載されていた	36	—
実施場所が記載されていないものがあった	3	—
住所はすべて記載されていた	16	15
住所が記載されていないものがあった	23	27

Q 5. 政治資金監査報告書の「2 監査の結果」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

（単位：選管数）

〈参〉H④

●なかった	28	—
●あった	19	—
記載例（1）～（4）共通		
保存されていないはずの書類が記載されていた、又は保存されているべき書類が記載されていなかった	14	—
監査の結果の（1）及び（3）に記載される書類は同一となるべきにもかかわらず異なる書類が記載されていた	2	—
「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、監査の結果の（4）を削除していた。	8	—
その他	4	—
（主なもの） ・適正であるとのみ記載されていた		

記載例（２）		
会計帳簿に記載不備があった事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち該当する事項）が具体的に明記されていない	1	1
記載例（３）		
領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていない	3	4
（別記）に、「領収書等亡失等一覧表」、「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費」、「当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの」以外の事項が記載されていた（又は何も記載されていない）	0	0

Q 6. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等がありますか？

	(単位：選管数)	<参考>H24
●ない	32	30
●ある	15	17
<p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実と相違すると思われる記載が散見されるため、監査をしっかり行っていただきたい ・領収書の枚数が多いため、全てきちんと確認するのは困難かもしれないが、信頼に関わることなので、対応をお願いしたい ・収支報告書と領収書との不整合が極めて多い点の改善を望む ・実際に保存書類を確認しているのか疑問が生じかねないので、事実即して記載をお願いしたい ・従前の記載例からの変更点が修正されていない報告書が多数みられる。最新の政治資金監査マニュアルに沿って監査を行うよう徹底してもらいたい ・監査を受けているにも関わらず、収支報告書に計算ミスや領収書との金額不一致等が多数みられる。監査に対する信頼性が損なわれないよう、十分な監査をお願いしたい ・根拠条文の誤りや監査報告書のフォーマットの注意書きがそのまま残っているものなど、監査人が本当に適切に監査を実施し、自ら報告書を作成したのか疑わせるような事例も散見される ・収支報告書内の計算誤り、領収書添付漏れといった収支報告書が選管に提出される。登録政治資金監査人は、会計責任者が作成した収支報告書の内容を十分確認した上で、監査報告書を作成して欲しい 		

2. 収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q 7. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数) <表>H④

●なかった	9	9
●あった	38	38
支出の金額の不整合（計算誤り、表間不突合）があった	35	32
支出項目が間違っていた	16	25
様式その14～その16のいずれか又はすべてについて添付漏れがあった	16	18
その他	10	24
(主なもの) ・領収書等の記載内容（支出年月日、氏名、住所、支出の目的等）との不一致 ・領収書・振込明細書の提出があるにも関わらず、収支報告書への支出の記載が無い。 ・収支報告書内の表間突合の不一致 ・パソコン作成の収支報告書の文字の変換ミス及び文字切れ ・様式その13～その16の小計漏れ ・領収書に支出を受けた者の住所の記載がない場合、住所欄が空欄になっていた		

※「あった」とする団体について

(単位：選管数)

不備等を指摘した団体の割合	1～3割	4～6割	7～10割	計
平成24年分に比し				
減っている	8	1	0	9
ほとんど変わらない	11	8	9	28
増えている	1	0	0	1
小計	20	9	9	38
不明				0

Q 8. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数) <表>H④

●なかった	11	8
●あった	36	39
領収書等の写しなどの書類の添付が漏れていた	29	33
書類の必要記載事項の記載が漏れていた	22	—
領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくかった	23	20
その他	3	10
(主なもの) ・政治資金監査報告書の提出義務を知らなかった		

3. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について（※回答時点の状況）

Q 9. 収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

ある場合、収支報告書の支出の訂正の時点又はその後において、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、収支報告書の支出の内容について訂正があったにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体はありましたか？

（単位：選管数）

〈参考〉H24

●なかつた	27	32
●あつた	20	17
登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体があつた	5	—
収支報告書の支出の内容について訂正があつたにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体があつた	17	—

Q 10. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体はありましたか？

ある場合、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

（単位：選管数）

〈参考〉H24

●なかつた	47	42
-------	----	----

Q 11. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあつたため、訂正後の政治資金監査報告書を提出した政治団体はありましたか？

（単位：選管数）

〈参考〉H24

●なかつた	39	38
●あつた	8	9

4. 少額領収書等の写しの開示制度について

Q12. 少額領収書等の写しについて、昨年度、開示請求はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H④

●なかつた	38	—
●あつた	9	—
公序良俗に違反するため不開示とした案件があつた	0	0
政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例があつた	0	0

5. その他

Q13. 政治資金適正化委員会に対する主な意見、要望等

(1) 政治資金監査制度に係るもの

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査を完了した団体の収支報告書に、単純な計算誤り、様式の不備、領収書との不整合等が多く見受けられ、政治資金監査が収支報告の適正の確保に成果を生んでいない現状を踏まえ、制度の見直しを進めていただくことを望んでいる 	1
<ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿と突合する領収書等の記載不備について監査報告書で明記するよう「記載例(2)」の内容の検討をお願いしたい 	1

(2) 登録政治資金監査人に対する研修や適正な監査の周知徹底に係るもの

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none"> 監査報告書の記載例が変更されているにも関わらず、変更前の記載例のまま提出されるケースが多数みられるため、最新の政治資金監査マニュアルを使用し、適正に監査を行うよう政治資金監査人に対し、周知徹底をお願いしたい 	1
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き政治資金の適正化に向けた御指導や御助言、情報提供をお願いしたい 	1
<ul style="list-style-type: none"> 登録政治資金監査人に対して、監査報告書の記載方法について周知徹底して欲しい 	1
<ul style="list-style-type: none"> より適正な監査報告が行われるよう、登録政治資金監査人のへのフォローアップ等を行っていただきたい 	1
<ul style="list-style-type: none"> 監査人に対する研修を充実させるとともに監査報告書を適切に作成できない監査人に対する指導を徹底して行う等、政治資金監査の充実に務めていただきたい 	1

(3) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言に係るもの

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none"> 監査を受けているにもかかわらず、計算ミスや支出年の誤り等の初歩的なミスも非常に多く、監査の信頼性に疑念を禁じ得ないため、研修修了要件の強化(試験の実施など)、年1回の研修参加の義務化や更新制の導入など、監査人の質的向上のための見直しが必要と考える 	1
<ul style="list-style-type: none"> 監査人に対し個別指導を実施するに当たっては、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されることがないように、実効性の伴った指導を行うとともに、改善が見られない監査人に対しては資格停止など厳しい対応をお願いしたい 	1
<ul style="list-style-type: none"> 登録政治資金監査人に直接指導・助言を行っていただける取り組みについては大変ありがたく思っている 収支報告書及び監査報告書を審査する上で気づいたことがあればまたご連絡させていただきたい 	1

<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査人が本当にチェックしたのか疑いたくなるほど杜撰な収支報告書が散見されるため、適正化委員会から政治資金監査人へ指導を厳格に行っていただきたい 	1
<ul style="list-style-type: none"> 監査人に対する研修を充実させるとともに監査報告書を適切に作成できない監査人に対する指導を徹底して行う等、政治資金監査の充実に務めていただきたい 	1 (再掲)

(4) 少額領収書等の開示に係るもの

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none"> 県内の国会議員に関する政治団体の平成22年から24年分の少額領収書等の全ての開示請求がなされ、県選管にとっても選挙執行等の事務に多大な影響を及ぼした 	1
<ul style="list-style-type: none"> 少額領収書等の開示に当たり、個人情報保護の取扱い（全部開示又はできるだけ非開示となるものがなくなるよう）について指針を示して欲しい（※ 大量の開示請求に当たり部分非開示（墨塗り）作業の激増に耐えられない状況となっている。） 	1

(5) その他

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none"> 選管職員に対する研修の実施やポイントを絞ったマニュアルの整備などに配慮していただけるとありがたい 	1
<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣分に関する調査項目については、既に政治資金課に報告済みである事項であるため、当該調査においては省略することを検討して欲しい 	1
<ul style="list-style-type: none"> 監査報告書の点検を簡素化するため、監査報告書の様式を今回のアンケートのようなチェックボックスの該当項目にチェックを入れるタイプのものにしてほしい 	1

※ 回答方法は自由記載

6. 調査結果

1. 政治資金監査報告書の記載内容について

(1) あて名、監査人名等の記載 (Q2)

登録政治資金監査人の署名が自署でなかったり、かつ押印されていなかった不備や、あて名が国会議員関係政治団体の正式名称でない名称で記載されていたり、代表者ではない者の氏名を記載していたなど、依然として、基本的事項に係る不備の指摘は多い(19選管→24選管)。

【総務大臣分も同様の事例あり】

(2) 監査の概要及び監査の結果の記載 (Q3、5)

依然として、政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や、用語の使い方について周知が徹底していなかったり、登録政治資金監査人の理解が必ずしも十分でなかったりすることにより、政治資金監査報告書の記載内容の齟齬があった旨指摘されている(概要の不備21選管→23選管)。

【総務大臣分も同様の事例あり】

また、少数ではあるが、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった事例も報告されている(3選管)。

(3) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載 (Q4)

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、実施場所について住所が併記されていないものが依然として見受けられた(27選管→23選管)。

【総務大臣分も同様の事例あり】

2. 収支報告書及び収支報告書と併せて提出する書類について

(1) 収支報告書(支出部分)について (Q7)

支出部分に関する不備については、全体的には減少傾向にあるものの(前回に比べれば減ったとする選管は4選管→9選管)、依然として、多くの選管から不備があった旨指摘されている(38選管→38選管)。

【総務大臣分も同様の事例あり】

(2) 収支報告書と併せて提出する書類について (Q8)

依然として、領収書等の写しや徴難明細書等の添付漏れの類については多くの選管から指摘されている(39選管→36選管)。

また、領収書等の写しの編さんがずさんで各支出との対応関係が分かりにくいものがあつた旨の指摘も依然として多い(20選管→23選管)。

【総務大臣分も同様の事例あり】

VI. 調査結果等を踏まえた今後の対応方針

1. 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施

- 平成26年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選挙管理委員会及び総務省からの報告について、委員会で審議・決定の上、平成27年12月下旬以降、委員会から直接、登録政治資金監査人に対して、個別の指導・助言を実施

2. フォローアップ研修の充実

- 政治資金監査の方法について、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類などを用いて解説を行うとともに、政治資金監査報告書の記載方法について具体的な誤り事例等を紹介しながら解説

3. フォローアップ研修への積極的な参加の促進など

- より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、日程・場所など参加者の便宜を図りつつ、引き続き全国各地で開催
- 日中に参加できない登録政治資金監査人のために夜間開催を継続するとともに、年度前半の研修に参加者が集中する状況を改善するため、年度当初に通年開催計画を公表
- 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底

4. 関係士業団体との連携

- フォローアップ研修への参加の促進のため、政治資金監査の関係士業団体に協力を要請するとともに、当該関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用するなど、関係士業団体と連携
また、当委員会の研修への参加を関係士業団体の研修制度において研修受講時間として算入する取扱いの拡大・周知について調整
- 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施に当たっては、関係士業団体とも連携

5. 「政治資金監査に関するQ&A」の充実

- Q&Aを追加・改定した場合は、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、速やかに周知徹底

6. 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- 既に多数の登録政治資金監査人に活用されている（活用した83.5%、今後活用していきたい97.3%（平成24年度登録政治資金監査人アンケート））ものの、一部の登録政治資金監査人に活用されていないため、引き続き、ホームページへの掲載やフォローアップ研修等の機会を通じ、積極的活用を促進